

田場小学校PTA会則

第一章 名称および事務所

第 1 条 この会は、田場小学校PTAと称し、事務所を田場小学校内におく。

第二章 目的および活動

第 2 条 この会は、会員相互の親睦をはかり、民主教育に対する理解を深め、学校、家庭、地域社会が一体となり児童の人間形成、福祉増進に努めることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 会員相互の親睦をはかり、よい父母、よい教師になるための研修を行う。
- 2 児童の保健・厚生・安全・福祉をはかる。
- 3 児童のよりよい教育環境の整備をはかる。
- 4 家庭と学校の協力態勢を堅密にし、児童の健全育成をはかる。
- 5 その他、この会の目的達成に必要な事項を行う。

第三章 方針

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育および福祉増進のために活動する他の団体、および機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、又もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けてはならない。

第四章 会員

第 5 条 この会の会員は次のとおりとする。

- 1 田場小学校に在籍する児童の父母又は父母に代わる者。
- 2 田場小学校に勤務する職員。
- 3 この会の目的に賛同し、入会を希望する者。

第 6 条 この会の会員は定められた会費を納めるものとする。

第五章 役員および参与

第 7 条 この会に次の役員をおく。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 2~4名
- 3 事務局長 1名
- 4 監 事 3名

第 8 条 この会の役員の任期は2年とし、再選することができる。
但し、補欠による役員の任期は前任者の在任期間とする。

第 9 条 役員の選考及び就任は次のとおりとする。

1 選考委員会を次のとおり設置する。

(1) 各専門部の部長 (6名)

(2) 各学年 PTA 会長 (6名)

(3) 学校職員代表 (1名)

(4) 退任予定の会長か副会長

2 過半数の参加をもって成立する。

3 候補者の指名はその氏名を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。

4 役員は代議委員会の同意を得て総会において承認され就任する。

但し、事務局長は会長の委嘱により教頭があたる。

第 10 条 この会の役員の任務は次のとおりとする。

1 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を代行する。

3 事務局長は、会長の指示により、この会の庶務をつかさどる。

4 監事は、この会の会計(会務および経理)を監査する。

会計監査は定期又は臨時に行うことができ、その結果は総会において報告するものとする。

第 11 条 この会に参加をおき、校長がこれにあたる。

参与は、代議委員会、運営委員会に主席し、会運営についての指導助言をおこなうことができる。

第六章 総会

第 12 条 総会は、この会の最高議決機関で、全会員をもって構成する。

第 13 条 総会は、毎年5月に定期総会を開く。

但し、必要に応じ臨時に開くこともできる。

第 14 条 総会は、次の事項について議決する。

1 会則の改廃

2 役員の選出

3 活動計画の承認

4 決算および予算の承認

5 会務の報告

6 その他、目的達成に必要な事項

第 15 条 総会は会長が招集し、会議は議長団がすすめる。

第 16 条 総会の議事は主席者の過半数の同意を得て議決するものとする。

尚、議事は委任を含めた会員の過半数で臨む。

但し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

第七章 代議委員会

第 17 条 代議委員会は、総会につぐ議決機関で、次の者をもって構成する。

- 1 PTA役員(監事を除く) 6名
- 2 各学級PTA会長 学級数
- 3 各学年PTA会長 6名
- 4 各専門部の部長 6名
- 5 各支部長代表
- 6 学級教師代表 6名

第 18 条 代議委員会は、次の事項について決議する。

- 1 会則改正案の審議
- 2 事業計画案の審議
- 3 決算、予算の審議
- 4 予算の補正
- 5 総会提案事項の審議
- 6 役員を選考と審議
- 7 その他、緊急事項の処理

第 19 条 代議委員会は、会長が招集し会議の議長を務める。

第 20 条 代議委員会の議事は、主席者の過半数以上の同意を得て決議するものとする。

第 21 条 代議委員会において処理した緊急事項については次の総会でこれを報告するものとする。

第八章 役員会

第 22 条 役員会はこの会の執行機関で次の者をもって構成する。

- 1 参 与 1名
- 2 PTA会長 1名
- 3 PTA副会長 2～4名
- 4 事務局長 1名
- 5 総務部長 1名

第 23 条 役員会は次の事項を処理する。

- 1 総会および代議委員会で決議された事項
- 2 各部から提案された事項の調整
- 3 その他必要な事項

第 24 条 役員会は会長が招集し、構成員の過半数をもって成立し、主席者全員の同意と理解を得て執行事項を処理するものとする。

第九章 各種部会